

大阪市告示第157号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、大阪市此花区役所窓口サービス課（住民情報担当）における証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山 英幸

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社パソナ パソナ・大阪

(2) 所在地

大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス

2 指定日

令和7年2月1日

3 指定期間

令和7年2月1日から令和8年11月30日まで

4 委託日

令和7年2月1日

（此花区役所窓口サービス課）